

市民からのお便り (親子クイズ) 英語は好きなので解いてみたくなりました。でも本当は苦手です。

これから寒くなるので、温泉に行く機会が増えそうですね。久しぶりに家族で温泉へ行きたくまりました。

温泉大好き！



小松 ゆう子 さん (大埴甲)

くつろげる場所に



森本 もりもと さん (大埴甲)

にこにこライフ

173



学生時代に通ったことで興味がわき、エステの仕事に就きました。自宅にサロンをオープンして今秋で4年になります。主にオイルを使ったマッサージをしています。お客さんが笑顔になって帰ってくれるとうれしいですね。ほっとくつろげるサロンになるよう心掛けています。

性格は好奇心旺盛かな。勉強することも好きで、県外や海外までアロマセラピーやフットケアの勉強に行ったこともあります。今はお客さんに誘われて英語やフラーアレンジメントにも挑戦中です。

終始笑顔でお話してくれた森本さん。その小柄な体からは想像できないほどの行動力を見習いたいです。

親子クイズ 511

Q ①～⑤の食品は何から作られているでしょう？
⑦～⑩の原材料の中から選んでください。

- | 食 品 | 原材料 |
|--------|---------|
| ①油揚げ | ⑦もち米 |
| ②しらたき | ⑧小麦 |
| ③かんぴょう | ⑨コンニャク芋 |
| ④白玉粉 | ⑩ユウガオ |
| ⑤麩 (ふ) | ⑪大豆 |

【第510回解答】

“Japan’s popular blue robot cat”

【第510回当選者】

渋谷 萌馨 (植 野)
恒石 英子 (香南市)
曳地 利枝 (駅前町)
町田 佳世 (緑ヶ丘)
山岡 真衣 (田村乙)

■応募締切／12月15日(月)必着
■あ て 先／〒783-8501
南国市大埴甲2301
南国市企画課「親子クイズ」係

*はがきで応募
■賞 品／正解者の中から抽選で、5名に図書カード(1,000円)を贈呈

★応募総数／61通 ★正 解 率／85%

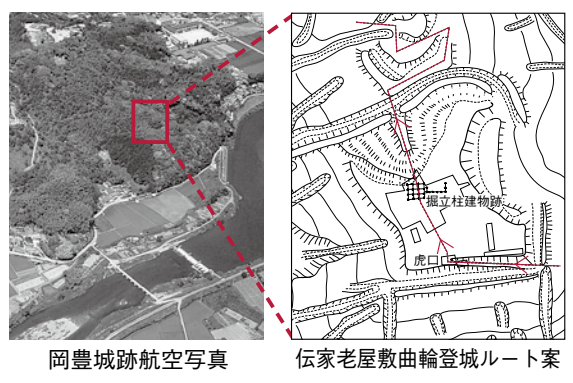
親子クイズは、広報委員が毎月順番に考えています。

なんこく歴史散歩 第25回

現在の岡豊城跡は、北の県道384号線から中腹にある県立歴史民俗資料館まで車で上がって行くことができるため、一般的に岡豊城の入口は北側だと思われています。しかし、近年の発掘や縄張り調査で、南側にある伝家老屋敷曲輪が岡豊城の大手、つまり表玄関であった可能性が高いことが分かっています。

伝家老屋敷曲輪は、南に流れる国分川から詰に上る中間地点に位置し、城内で最大の広さを誇ります。発掘調査では、門や櫓の跡と思われる柱穴が見つかりました。特に、尾根を切った急斜面にした切岸の真下には3間×3間の総柱建物が見つかったことが分かりました。この建物の特徴は、方位軸に合わせて建てられており、その西側には、土師質土器の碗に宋銭を入れて地鎮祭を行った跡と考えられる痕跡も確認されました。柱穴は深いもので60cmも岩盤を掘っており、重層の建物であった可能性があります。こうした特徴は、詰で検出された礎石建物によく似ており、特に重要な建物であったと想定されます。図のように、切岸上の土塁の一部が切れていることから、この建物の上階を伝って切岸上に上がり、登城していたと考えられます。

「岡豊城跡伝家老屋敷曲輪」 一國分川を通じた交流



岡豊城跡航空写真 伝家老屋敷曲輪登城ルート案

※お問い合わせは生涯学習課文化財係 (☎880・6569) まで

税 だ よ り

家屋調査にご協力ください

平成27年度固定資産税の課税に向け、平成26年中の家屋の状況（新築・増築・取り壊しなど）を調査していますので、ご協力をお願いします。

■所有者の変更は届け出を

未登記の家屋（法務局で登録されていない建物）で、売買・贈与・相続などで所有者を変更した場合は、納税義務者変更届（用紙は税務課にあります）を提出してください。

*登記家屋やそれに付属する家屋の所有者変更については、法務局で手続きをしてください（税務課への届け出は不要）。

■新築・増築・取り壊し

平成26年中に家屋の新築や増改築などによる床面積の増減、または家屋の取り壊しがある場合は、今年中にご連絡ください。

*すでに税務課職員が調査で聞き取っている場合は、連絡の必要はありません。

標識の交付を受けていない農耕車両をお持ちでないですか？

乗用装置のあるコンバインやトラクターなどの農耕車両は「農耕用の小型特殊自動車」として、軽自動車税の課税対象となります。取得した場合は、登録の届出が必要です。標識の交付を受けていない農耕車両をお持ちの場合は標識の交付を受けてください。ただし、乗用装置のない手押し式の田植え機などは課税されません。

また、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。すでに使用していても、廃車の手続きをしていない場合は課税されますのでご注意ください。

※届出先・お問い合わせは

【家屋の調査】税務課資産税係
【標識の交付】税務課税務管理係
(☎880-6554) まで

